

鵜沼石上町内会設備、備品管理規程

(総則)

第1条 本規定は鵜沼石上町内会が所有する、設備、備品等の管理に就いて定める。「以下用具」という。

(用具の内訳)

第2条 所有する用具は次の通り。

- ① 建物に付属する放送設備ほか備品。
- ② 祭り櫓に付属する設備。
- ③ 祭り太鼓、獅子舞等の用品。
- ④ 御輿、祭り用法被他用品。
- ⑤ その他町内会が所有する用具。

(保管場所)

第3条 用具の保管は鵜沼石上町内会館の所定の場所とする。尚、備品台帳は別表1の通りとする。

(管理責任者)

第4条 用具の管理責任者は、鵜沼石上町内会の代表者とする。

(利用者)

第5条 用具を利用するものは、鵜沼石上町内会員及び鵜沼石上町内会が認めた個人(団体)に限るものとする。

(用具の保全)

第6条 用具の維持・保全の為に、管理責任者は必要に応じ点検を行う。

(用具の修理)

第7条 用具に破損が生じた場合はその修理に就いて、役員会にて協議する。

(その他)

第8条 この規定に定めのない事項に就いては、役員会で協議する。

(附則)

第9条 規定の改廃は、役員会で行い、総会に報告する。

この規定は、平成22年8月1日から施行する。

鵜沼石上町内会 備品台帳

NO	名 称	保管場所	数量	確認日	確認日	確認日	確認日	確認日
1	祭り用電気設備	石上会館	1 式					
2	会館用電気設備	石上会館	1 式					
3	平太鼓	石上会館	6					
4	獅子舞	石上会館	2					
5	チャップパ 5 号	石上会館	1					
6	チャンチキ 5 号	石上会館	1					
7	拍子木	石上会館	1					
8	銅鑼	石上会館	1					
9	演台	石上会館	1					
1 0	椅子台車	石上会館	1					
1 1	折りたたみ椅子	石上会館	4 0					
1 2	長足テーブル	石上会館	1 0					
1 3	短足テーブル	石上会館	5					

備考

1. 備品のチェックは6ヶ月ごとに行うこと。
2. 破損、破棄、修繕等ある場合は必ず管理者に報告する事。
3. 破棄する場合は管理者が総会に報告する事。